

令和元年

# 全員協議会記録

令和元年6月25日

和光市議会

## 全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和元年6月25日（火曜日）  
午前10時45分 開会 午前11時40分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	吉 田 武 司 議員	副議長	待 鳥 美 光 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	猪 原 陽 輔 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	4 番	鳥 飼 雅 司 議員
5 番	内 山 恵 子 議員	6 番	齊 藤 誠 議員
7 番	伊 藤 妙 子 議員	8 番	富 澤 啓 二 議員
10 番	金 井 伸 夫 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	小 嶋 智 子 議員	13 番	松 永 靖 恵 議員
14 番	萩 原 圭 一 議員	16 番	富 澤 勝 広 議員
17 番	安 保 友 博 議員	18 番	齊 藤 克 己 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
教 育 長	戸 部 恵 一	企 画 部 長	橋 本 久
総 務 部 長	安 井 和 男	危 機 管 理 監	仲 司
総務部次長兼 職員課長	田 中 康 一	総務部次長兼 総務人權課長	寄 口 昌 宏
秘書広報課長	松 戸 克 彦	社会援護課長	梅 津 俊 之

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	細 野 千 恵	主 任	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件  
市職員の不祥事について

午前10時45分 開会

○吉田武司議長 ただいまから全員協議会を開催します。

本日の案件は、市職員の不祥事についてです。市長から説明願います。

松本市長。

○松本市長 本日は、お忙しい中、定例会閉会後にお時間をいただき、まことにありがとうございます。

本日は、当市の元保健福祉部長、東内京一が詐欺罪の容疑で逮捕されたこと、及び、その後の市の対応について御説明させていただきます。

まず、被害を受けられた方に心からおわび申し上げますとともに、市民の皆様、議員の皆様にも多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、この後は着座にて御説明させていただきます。

まず、説明に入る前に御了承いただきたい点がございまして。このたび市が告発してから逮捕までに時間を要したこと、並びに議員の皆様への報告のタイミングが逮捕の時点であったことについては、警察より捜査に時間を要していたこと、また、その間、警察から情報管理を徹底するよう依頼をされていたためでございます。その点はぜひとも御了承いただきたく存じます。

それでは、これより事件の概要について、改めてお手元の6月13日の記者発表資料に基づいて御説明いたします。

まず、事実関係ですが、当市職員東内京一が保健福祉部長に在職していた期間に、市が保管していた生活保護受給者から預かっていた現金250万円のうち、200万円をだまし取ったものでございます。

次に、経緯については、平成30年12月3日に東内京一が福祉事務所に保管中の生活保護受給者の現金を着服した疑いがある旨、職員から通報がございました。

同年12月7日に顧問弁護士2名を調査委員として調査を開始いたしました。

平成31年1月23日に調査の結果、当該行為を事実と認定し、詐欺罪にあたるとして朝霞警察署に告発状を提出し、即日受理されました。

令和元年6月13日、木曜日、詐欺罪の容疑で本人逮捕となりました。

また、当日は18時に臨時記者会見を行いました。

なお、資料には記載されておりませんが、6月14日には東内京一容疑者の身柄がさいたま地検に送検されました。

市としましては、6月18日に内部調査を開始しています。

それでは、市職員の不祥事を踏まえた再発防止策について、6月25日の記者発表資料に基づき説明いたします。なお、この内容については本日プレスリリースも行います。よろしくお願いいたします。

まず、不祥事を踏まえた再発防止策については、金庫室の管理体制について強化を図ります。

1点目は簡易金庫での金品保管の徹底であります。現状では簡易金庫での現金の保管はできないこととなっていますが、実際は簡易金庫に現金が保管されていた実態がございました。

改善策として、簡易金庫での保管を徹底するため、現金、預金通帳など金品の保管は新たに専用金庫を設置いたします。

2点目は金庫室への入退室の管理徹底であります。

現状では、金庫室への入室時、会計課職員に口頭で報告を行っていました。

改善策として、入室時に際して、利用者氏名、入退室時間、目的、持ち込み物、持ち出し物の数量などを記録するようにいたしました。これは4月1日から施行済です。

また、今後、金庫室内に監視カメラを設置いたします。

3点目は金品保管金庫の定期点検の実施であります。

これまでは定期点検は内部では実施していない状況ですが、保管物台帳を整備し、年2回以上の点検を実施します。

それから、その他の再発防止策については、今後第三者による調査委員会を設置し、その調査、検討を踏まえて実施してまいります。

また、現在、第三者調査委員会の設置に向けた事前調査として、6月18日から全職員を対象とした内部調査を実施しています。

この後、議員の皆様への御質問に適宜お答えいたしますが、現在捜査中がございますので、全ての御質問にお答えできないことがある場合がありますので御了承いただければと存じます。

今後新たな事実が判明した場合は、議員の皆様へ再度御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

冒頭の説明については以上となります。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しました。

現在、捜査中でもあり、答弁できないこともあると思いますが、できる限り答弁をお願いいたします。今の説明内容を踏まえて、質疑のある方は挙手願います。

齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 まず、システムとして流れを確認しておきたいのですが、今回、生活保護を受給されていた方の返還金として一時的に250万円を預かっていたということですが、市の通常の業務の流れとしてはどのような形で行われるのか。そして、イレギュラーな部分があったというのはどういったことなのか、確認をさせていただければと思います。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 生活保護受給者の認定に課題があったということで、本来認定すべきでないところを、お金があったので、認定を外して、返還金を返していただくという流れになるわけですが、今回は多額の現金があったという中で、仮に金品を預かせていただいて、その中から返還金の精算をさせていただくという形を取ったようでございますが、基本的にはそうではなく

て、返還金の金額を確定させて、それを御請求申し上げて、返還していただくというのが正しい流れになります。

ただ、例えば、その現金がもしかしたら無くなってしまったりとか、そういった恐れがあるとか、いろいろなケースがございますので、今回の場合は仮に預かせていただいたという流れになっています。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 そうすると、通常では、実際にしっかり市から請求をした上で金額を返還してもらうのが筋だということですね。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 基本的にはそのような流れになっております。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 今、現金を預かって、簡易金庫に保管をしていたということですが、通常は現金はそこに保管するべきものではなかったわけですが、これもそういう形で、お金がイレギュラーな形で入ったゆえに、そこに保管していたということになるのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 本来、仮にお預かりしたとすれば、速やかに返還金の精算をして、その状態を解消しなければなりませんし、そもそもこの場所に現金を保管するというのが、これまでの運用でも実はそれはやってはいけないということで、禁止をしていたことが行われたということでございます。

○吉田武司議長 赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 ちょっとダブることがあるかもしれませんが、資料は平成30年12月3日以降ということで、少し確認したいのですが、被害者が生活保護受給者と認定されたのはいつでしょうか。

それと、その後、1,200万円のたんす預金が見つかったのはいつでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 認定されたのは平成25年6月4日でございます。

それから、現金を発見したのは平成27年1月19日でございます。

○吉田武司議長 赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 平成27年1月19日に高額の財産が見つければ、生活保護から除外し、他のケアに変えたような話を聞いたのですが、それは行われたのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 結局、今回の件が特殊なのは認定の解除の手続が完了されていなかったということでございます。返還金も返還されていなくて、解除も見つかったときには同時になされなかったということでございます。

○吉田武司議長 赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 生活保護受給者から、この1,200万円が見つかったことは非常に大きなことだと思いますが、担当部門は市長に報告したのでしょうか。

また、報告したとしたら、その時期はいつでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 実際に、生活保護受給者が現金あるいは現金と同等物を役所に報告することなく持っていることは、しばしばあるケースでございまして、その際には解除の手続きを取らせていただいています。

ですから、現金が見つかるたびに、私のところに報告があるということはないわけでございます。

ただ、今回の事案については、あくまで私のところに報告があったのは今年の12月だったということでございます。

○吉田武司議長 赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 これは大きな事件ですよ。上司を通して、市長に1,200万円があったという報告があったのはいつでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 あくまで、その1,200万円が見つかったということも含めて、12月3日に福祉事務所に保管中の生活保護受給者の現金を着服した疑いがあるという職員からの通報の中で、一連の報告があったということでございます。

○吉田武司議長 赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 全般的な市の監査では、毎月市の現金の出納をチェックすると思いますが、それはここから外れて、全然関係ない形で保管されていたということですね。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 要するに、今回の金品の移動については、手続の流れに乗る以前のちゅうぶらりんの状態で、お金が保管されていたということで、また、いわゆる解除の手続についてもちゅうぶらりんで止まった状態だったということです。

○吉田武司議長 赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 不祥事職員は部長職ですね。その管理責任者は副市長、市長になるのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 究極的には私になります。

○吉田武司議長 鳥飼雅司議員。

○鳥飼雅司議員 1点だけ確認させていただきたいのですが、現在捜査をしている途中で答えられるかはわかりませんが、今回東内京一が行ったとなっていますが、自分は単独では全てはできないと思うんですね。他の職員も巻き込んで、記事の中には指示があったということも書かれていましたが、その辺をお聞きしたいと思います。捜査中なので、答えられる部分と答え

られない部分があると思いますが、そこら辺はどうですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 あくまでも、通報があった職員からは当時の東内容疑者の話を信じた上で、そのようにしたというふうな報告がございましたが、それ以上のことはちょっと、要するにどのような心理状態にあったかとかはわかりません。事実関係としてそのような報告を受けているということと、組織的かどうかということは捜査の進展を待ちたいというふうに思います。

○吉田武司議長 鳥飼雅司議員。

○鳥飼雅司議員 先ほども同じような質問があったと思いますが、先ほど市長からも生活保護受給者から見つかるケースはしばしばあると。その保管、管理で今までも預かるということはあったのか、なかったのか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 このような多額のケースがあったかどうかはちょっと把握していませんが、一時的に多少預かるケースはございます。

それから、健康状態が悪い方等もいらっしゃいますので、いろんな精算等もございます。精算を職員がお手伝いするケースはございます。いろんな物品を預かる可能性を排除してしまうと、おそらく業務に支障をきたすということがあると考えられます。

○吉田武司議長 萩原圭一議員。

○萩原圭一議員 先ほど、市長の御説明の中で、報告等がちゅうぶらりんのままになっていたとありましたが、こういった状態になっていた理由がよくわからないのですが、そのあたりお聞きします。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 基本的には、その担当職員は東内容疑者に対して、あの件はどうなっていますかと問い合わせをしたようですが、その際に、明確な処理の指示がなかったということだというふうに伺っております。

○吉田武司議長 安保友博議員。

○安保友博議員 ちょっと確認ですが、当時現金を回収したという事実があって、現金がどのような状態でそこにあったのかをまずは解明しないと、それが不正受給だったのかどうかという判断もあると思います。先ほど、手続がちゅうぶらりんだったということですが、当時、現金が発見されて、簡易金庫に現金が保管されていた当時、少なくとも複数の人が不正受給の疑義があると認識した上で、それを放置したということは客観的に認められると思いますが、その認識はありますか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 まず、いわゆるお金がある状態の中で受給をしていたということ、不正受給と呼ぶかどうかは別として、そういった実態があって、御本人もお認めになったので、返還金のためにお預かりをすることになったと考えておりますので、本来であれば、そのまま遅滞なく、

要するにできるだけ早く解除の手續と返還金の手續が行われて、事務が終了するという流れになるわけですが、今回は担当職員と東内容疑者との間でいろいろなやり取りがあったと伺っておりますが、結果的にはその処理が終えられなかったということで、やり取りの内容を踏まえた捜査を進めているのではないかと推測はいたしますが、あくまで推測です。いずれにしても担当者としては返還金の手續をするために準備をしていたということでございます。

○吉田武司議長 安保友博議員。

○安保友博議員 もう一点確認したいのですが、当該受給者においては、生活保護の支給はいつまでなされているのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 平成27年5月16日と記録されています。ちなみにこの日は亡くなられた日でございます。

○吉田武司議長 安保友博議員。

○安保友博議員 逆に言うと、亡くならなければ現金が多額にあつたり、手續がちゅうぶらりんのまま、支給が続いていたという可能性もあつたということですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 実際には、支給についてはこの時点で停止されていて、その手續は取られています。支給の停止の手續は取られているのですが、返還金等の精算の手續がとまっていたということでございます。

○吉田武司議長 安保友博議員。

○安保友博議員 これ以上の事実関係は、捜査関係の話もあるので、この程度にとどめたいと思いますが、今回の議会に対する対応について質問したいと思います。議会への報告を行わなかった理由として、先ほど市長から答弁いただいたのは、警察から情報管理を依頼されていたということですが、この情報管理を依頼されていたということの重みというか強制力というもの、議会に対してどのように考えているのか伺います。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 まず、今回の事件で私たちがこの情報管理について警察との間でこのような形を取らせていただいた背景としては、容疑者による証拠隠滅等の可能性があるわけでございます。

特に、今回の事件においては逮捕された容疑者以外の人間の関与の可能性もあるわけございまして、調べているという話が広がることによって、本人の可能性もありますが、他の人間が動くことによって、証拠隠滅をする可能性がございます。その保全の重要性ということに鑑み、警察とも話し合いをさせていただき、役所の中でもほんの一握りの人間の中で、この件は処理をしてまいりました。要するに、一人でも多くの人間が知ることによって、結果的に証拠隠滅をされる可能性があることを、私どもは非常に重要視したということでございます。

○吉田武司議長 安保友博議員。

○安保友博議員 おっしゃっていることはよくわかるし、そういうことなのかと一定の理解は



するつもりではいますが、例えば、会議を非公開にして、議員対象にこういうことになっているとを、告発の事実だけでも通知する手段というのはあったと思いますが、それを全く議会のほうにはしない状況で5ヶ月経過して、逮捕されたタイミングで、我々議員は知ることになって、実際は5ヶ月前に告発していたということで、それから情報を得ることになったという状況があることに対して、議会に対する対応についてはどのように考えていますか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 これは現実的な問題として、私どものメンバー5人が情報を知っている状態と、プラス議員18名の方々が知っている状態では、やはり情報管理という意味でのリスクを考えまして、大変申し訳ございませんが、過去の秘密会を行った経緯というものも調べさせていただきました。議員が7名逮捕された時に秘密会を行った事例が昭和の時代の時にありましたが、それ以降は秘密会は開かれておりません。秘密会という形を取ることは頭にはありましたが、今回は情報漏洩のリスクに鑑みてこのような形を取らせていただきました。非常に心苦しく思っております。

○吉田武司議長 安保友博議員。

○安保友博議員 結局、我々としても事件が明るみになったあと、市民からもいろいろ言われている中で、結局何をしていたんだと言われてしまうこともあるわけで、事情が事情ということで、経緯なども踏まえた上で、その情報をもとに、こちらも新たに市民から聞かれた際には、そういうことだったんだと説明ができるようになったと、今、この段階では思うのですが、そういうこともありますので、今後、今まで議会に対して言っていなかったことも含めて、しっかりと説明責任に関しては果たしていただきたいということを要望させていただきたいと思えます。

○吉田武司議長 齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 生活保護受給者の方が、多額の現金を所有するに至った経緯というのはどのようなものなのか。平成25年6月4日の認定時点ではなかったものなのか。詳細を教えてください。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 まず、生活保護の認定の際に、市としては家宅捜査を行う権限は持っておりませんので、結局、御本人への聞き取りと通帳などの財産調査をさせていただいて、その範囲で、財産はないという判断のもとで、認定をさせていただいております。

ただ、その際に、現金が本当になかったのかどうかと言うと、大変申し訳ございませんが、わかりませんとしか言いようがありません。

その後、その現金がどのような経緯であったのかということも、私どもでは把握ができませんので、大変申し訳ございませんが、わからないという答えになってしまいます。

○吉田武司議長 金井伸夫議員。

○金井伸夫議員 ひとつ質問させていただきますが、生活保護受給者が1,200万円預金を持って

いて、市が250万円返還請求をしたということだと思いますが、1,200万円のうち250万円返還請求した算定根拠はどのようなものでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 基本的には、生活保護受給の資格がなかったと考えられる期間に受給した金額そのものを返還いただくという計算になります。算定根拠は受給額ということになります。

○吉田武司議長 金井伸夫議員。

○金井伸夫議員 算定根拠は容疑者本人の判断で250万円返還したということではなくて、市として算定根拠を持って、250万円返還をしてもらったということによろしいですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 返還金の計算については、担当職員がいわゆる一般の計算方式によって、計算した金額がおよそ250万円だったということでございます。

○吉田武司議長 富澤啓二議員。

○富澤啓二議員 1点確認したいのですが、東内京一容疑者の現在の当市の職員の身分はどうなっているのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 企画部審議監として在職中でございます。

○吉田武司議長 富澤啓二議員。

○富澤啓二議員 そうすると、給料は支払われているということによろしいでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 全額支払われております。

○吉田武司議長 富澤啓二議員。

○富澤啓二議員 容疑を認めた場合、これは懲戒解雇の対象になるのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 どの時点で懲戒解雇にするかというのは、いろいろ事例がございまして、いわゆる判決が出て控訴をしない場合、これで罪状が確定するので、その時点で懲戒解雇ができます。

また、ほかにもいろいろなケースがございまして、例えば、逮捕されたときに警察から容疑を認めたという情報があった場合には、これも本人が容疑を認めたと推測して懲戒解雇をしている例があるようでございます。

ただ、今回の場合は、警察から罪状の認否に関わる情報が一切出てまいりませんので、現時点では何ともその判断ができません。いわゆる容疑者の段階ですから、判断ができないという状態になっております。判断ができる時点で、当然懲戒解雇の手続きをとらせていただきます。

○吉田武司議長 待鳥美光議員。

○待鳥美光議員 市の告発した金額が500万円というふうに報道されています。逮捕容疑は200万円ということですが、その関係を伺います。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 実は、市の告発した内容と逮捕の内容が違っております。市の告発では1,200万円のうち行方がわからなくなっている金額が500万円あると認定をいたしました。その分について告発をさせていただきましたが、警察はその金額ではなくて、生保の返還金250万円のうち部下を欺いて、そこから200万円をだまし取った容疑で逮捕したということでございます。金額的に違うのは、要するに容疑、罪状が異なっているということでございます。

○吉田武司議長 待鳥美光議員。

○待鳥美光議員 1,200万円のうち、現金として保管していたのが250万円ということで、そのうちの200万円というのが逮捕容疑だと思いますが、残りの950万円はどのような形で保管されていたのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 まず、そもそも現金1,200万円があったということでございます。その中の250万円は現金で市に保管されていました。

それから、残りについては御本人の通帳に入った、入れたということだそうです。

そして、その中で行方がわからなくなっている金額が500万円あると市としては調査をした結果、確認したということでございます。

○吉田武司議長 待鳥美光議員。

○待鳥美光議員 先ほど、認定が解除されたというか、生活保護の給付が終わったのが、御本人が亡くなられた日ということですが、実際に1,200万円を押収した時から亡くなる日までの給付金は御本人のところにわたっているということですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 生活保護の支給がとめられるまでは、当然払われていたということでございます。

○吉田武司議長 待鳥美光議員。

○待鳥美光議員 1,200万円は預かっている。その後の保護費は確実に本人のところにわたっているということによろしいですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 支給されているということはそういうことでございます。

○吉田武司議長 猪原陽輔議員。

○猪原陽輔議員 もう一度、返還金の事務の手續について確認をさせていただきたいのですが、通常であれば、返還金の金額が確定したうえで請求をすると先ほど市長から御答弁がありましたが、イレギュラーなケースとして、仮に先にお預かりをするケースがあると。これは亡くなる可能性も考慮してという話がありましたが、仮に預かった際の現金の授受の記録というのは、現在の仕組みの中で記録は取られているのかどうか。その点、伺いたいと思います。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 市として何らかの業務、あるいは業務に関連して金品を預かる際には、当然何らかの書面を発行することによって、その預かった事実というのは確認できる状態になるのが通

常でございます。

○吉田武司議長 猪原陽輔議員。

○猪原陽輔議員 今回の事件のケースの時はその手続が取られていなかった、記録がなかったという認識でよろしいですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 このケースで預り証の発行という事実はあります。

○吉田武司議長 猪原陽輔議員。

○猪原陽輔議員 通常、その預り証と実際にある現金のチェックというのは、現在の仕組み上行われることになっているのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 そもそも、そのような形での金品の預かりは継続的なものではなくて、事務の途中に一時的に発生するものですので、実際、これまでは先ほど金庫の管理のところで申し上げたとおり、そのような形が取られていなかったわけでございます。

現在では、何らか預かったものが保管用の専用金庫に入る時点で、数量とかそういったものを記録をするという形になったということでございます。

○吉田武司議長 猪原陽輔議員。

○猪原陽輔議員 預り証が発行されるという事実があった場合、それを知ることができるのは一人ではなくて複数人知ることができるようになっているのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 通常であれば、担当者が発行して、上司が権限に基づいてそれを承認する形になりますので、担当者と上司が知ることになります。

○吉田武司議長 熊谷二郎議員。

○熊谷二郎議員 生保受給者が平成 27 年 5 月 16 日に亡くなられて支給が停止されたと。平成 30 年 12 月 3 日に担当職員から告発があったが、その間かなりの期間があったわけですね。2 年以上にわたる空白期間が生じた理由というのは何かあったのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 ちょっと今回はその詳細がわからないということでありまして、この点は捜査に委ねるしかない。そのように考えています。

ただ、一つ言えることとしては、担当職員としては上司にこの処理はどうなっているかと問い合わせは行ったということでございます。

○吉田武司議長 熊谷二郎議員。

○熊谷二郎議員 担当職員から処理はどうなったかと聞いたところ、返答がなかったのが、今回の告発に至ったという形ですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 実際には、その一連の事実関係について、私どもとしても東内容疑者に聞き取り

をしました。ただ、論理的につじつまが合って、金銭的にも整合性のある説明が東内容疑者からはありませんでした。ですので、最終的に告発をして、警察で詳細な聞き取りをしていただく。要するに我々には捜査権がありませんので、捜査に委ねるしかないだろうということで、告発をしたということでございます。

今後、そのあたりの流れも警察の捜査の後に裁判があつて、裁判を踏まえて、私たちが第三者調査委員会で調査を行ってまいりますので、どのようなやりとりが何回どのようにあつて、その結果、このような事態が生じたという関係については、そのあと、しっかりと明らかにある程度なってくるのかなというふうに思います。

○吉田武司議長 熊谷二郎議員。

○熊谷二郎議員 身柄がさいたま地検に送検されたということですが、さいたま地検あるいは警察関係のほうから、詐欺罪以外に余罪があるのではないかという点についての情報等は寄せられていますか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 基本的に、捜査上公表されていない情報はいただいておりますので、わからないということでございます。

ただ、我々としてもそういったことがあつてはいけませんので、今、内部で調査をして、第三者委員会のほうにもその情報を提供する中で、全容を解明していきたいと考えております。

○吉田武司議長 鳥飼雅司議員。

○鳥飼雅司議員 あと一点伺いたいのが、今後の第三者委員会の調査で、第三者委員会の人選、どういう方たちが第三者委員会のメンバーになるのかお聞きします。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 現在、弁護士、学識経験者、行政の経験者、さらには民間での経営の経験があつた方、あるいは経営者ということで委員会の人員を想定しております。

○吉田武司議長 鳥飼雅司議員。

○鳥飼雅司議員 大体数えると5名くらいなのかと思いますが、何名になるのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 大体5人くらいということで考えております。

○吉田武司議長 待鳥美光議員。

○待鳥美光議員 先ほどの御説明でどうしてもよくわからない点があるのですが、本来であれば、1,200万円を押収して、もともとお金を持っていたのに受給をしたというわけだから、その認定を取り消して、その期間に受給したものを返還して、残りは当事者に返すという手続だと思っておりますが、先ほどの御説明だと、それをしないままに、その後も亡くなるまで支給を続けたということですね。職員が普通に考えてもそれは非常におかしなことだと思うのですが、結果として、そういうふうになってしまったということがどうしてもよくわからないのです。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 基本的に、いわゆる受給停止の手續と現金の発見の間にタイムラグが生じるということはありうると思いますが、今回の場合、それが異常に長いということで、これは容疑者と担当職員の間でのやりとりがいろいろあったわけですが、その中で、容疑者がそれを意図的におくらせていた可能性がある。これは可能性ということで、そのあたりは捜査で明らかになってくると思いますが、本来であれば、遅滞なく行われるべき手續ですから、数日のスパンで進んでいくのが通常であろうと思っております。私どもとしても、その点、非常に疑義を感じているところであります。

○吉田武司議長 赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 市長が第三者調査委員会を立ち上げるということですが、あまり引き延ばししてもしょうがないです。捜査もあると思いますが、いつ頃立ち上げて、まとめて、再発防止策も含めて私たちに公表を考えているのか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 立ち上げ自体は本当に速やかにとっております。

ただ、事件の性質上、いわゆる学識経験者の中に引き受け手があるのかどうかも含めて、了承を得る状態までには至っておりませんので、とにかくできるだけ早くしっかりした人員の方をお願いをして推進をしたいと思っております。

ただ、最終的に第三者委員会が結論を出せるのは、当然のことながら裁判が全て終わって、裁判で認定された事実関係と私たちの調査を合わせた上でのことになりますので、裁判が終わった後に最終的な御報告をするという形になります。

○吉田武司議長 萩原圭一議員。

○萩原圭一議員 この資料の下のところで、第三者調査委員会の設置に向けた事前調査として、6月18日火曜日から全職員を対象とした内部調査を実施しているということですが、どのように内部調査を行っているのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 全ての職員が対象で、東内容疑者との業務上のやり取りの中で、不審な指示であるとか、疑わしいやり取りを報告するような形で、職員をお願いをしたということでございます。

○吉田武司議長 萩原圭一議員。

○萩原圭一議員 東内容疑者とかかわりがあったと思われる職員に調査を行っているということですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 市の業務の中で、他の部局とのやり取り等も当然ございますので、今回の調査については職員全員を対象とさせていただきました。

それによって、要するに漏れのない調査をしたいということでございます。

○吉田武司議長 熊谷二郎議員。

○熊谷二郎議員 内部調査の方法として、全職員に対して、いわゆる諮問調査をして、それを見た結果、この人には対面調査をしようという手法についてはどのように考えていますか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 おっしゃるとおりでございまして、まず申告していただいて、その中から事件性の考えられるものについては、今後、第三者委員会で聞き取りをしていくということになります。

○吉田武司議長 齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 平成27年1月19日に現金があることがわかった段階で、どこまでさかのぼって生活保護受給者に対して返還を求めることになるのですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 このケースでは全額でございます。

○吉田武司議長 富澤啓二議員。

○富澤啓二議員 一点確認ですが、全職員を対象とした内部調査とありますが、これは原則現職を対象でよろしいですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 現時点では、今、市に在籍している職員ということでございます。

○吉田武司議長 富澤啓二議員。

○富澤啓二議員 ということは、東内京一容疑者が保健福祉部長に在職していた時に辞められた元職の方は対象外という認識でよろしいですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 まず、市の現状で調査できる範囲で、調査をさせていただいていますが、今後必要に応じて、任意で調査をすることは可能でございますので、今回の調査の中で、疑義のある案件にかかわる方々というのは、当然協力していただける方には協力をしていただく必要があるかと思えます。

ただ、ひとつ言えることは、ある程度事件性があると私どもが確証を持つに至った場合には、これは速やかに警察の捜査に委ねるということも必要でございますので、そのあたりについては、私どものほうで事案ごとに判断をさせていただきたいと考えております。

○吉田武司議長 内山恵子議員。

○内山恵子議員 再発防止策について伺います。

改善策の中に、金品の保管専用の金庫を新たに設置するとありましたが、これは、今まではこのような性格の現金を保管するものがなかったということでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 いわゆる、鍵がかかる簡易的なスチールの容器に各部局が金品を保管するスペースがあって、外から鍵がかかる場所にそういうものがあるということです。

例えば、業務上、いろいろな団体の通帳等をお預かりをしたりしますので、業務の中でそう

いったケースはあるわけです。

ただ、実際にそのような場合、現金を保管するとトラブルのもとになりますので、現金は保管をしないという前提で、スチールの鍵のかかるケースは運用をしてきたわけでございます。

ただ、今回は内規に反して、そこに現金が入れられていたということでございます。

○吉田武司議長 内山恵子議員。

○内山恵子議員 金品専用の金庫というものは、例えば遅い時間とかでも、預け入れることは可能なのでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 業務時間外は鍵を閉めますので、業務時間内のみであります。

○吉田武司議長 内山恵子議員。

○内山恵子議員 保健福祉部とか、結構遅くまで業務をされている部署とかは、業務時間外でも何か安全に確保するような手段を講じておかないと、例えば机の中に一時的にとかは、そういうトラブルにつながりかねないということもあると思いますので、厳重に管理をしすぎて、職員が運用しづらい状況が発生しないよう配慮をお願いいたします。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 今回、新たな専用金庫を設置する際に、実務的にどのような実務があって、どのようなやりとりの必要があるかを精査した上で、運用をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

○吉田武司議長 今、いろいろと質問が出てますけれども、まだ調査段階でもありますし、これからいろいろなことが出てくると思います。全員協議会は今回だけで終わるわけではありませんで、もう少し調査段階を踏まえて、またこういう場を設けさせていただければと思います。

熊谷二郎議員。

○熊谷二郎議員 簡易金庫は各課にあるということですが、実際にはいくつあって、金庫室というのは1ヶ所だけなのか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 どういうふうに金品を管理しているかということ、あまりつまびらかにすると、保安上ちょっと不安がございます。

ただ、申し上げられることは、各課に保管しているというよりは、1ヶ所で集中的に鍵がかかるところに、各課が出し入れするスペースがあるという状態でございます。

あとは、いわゆる市としての据え置き型の耐火金庫は市の現金の保管のためにございまして、そこにはこういったものは入れない、なるべくその開け閉めをすることがリスクにもなりますので、こういったものは入れないということになっております。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 日にちの確認なんですけれども、東内容疑者が200万円をだまし取ったのは



いつでしょうか。捜査上のこともあると思いますが、簡易金庫にいつから保管されていて、200万円を取ったのはいつ頃と考えればよろしいですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 そこからいつ搾取したのかについては、明らかになっておりません。

○吉田武司議長 今後、市長におかれましては、事件の内容等、新たな情報が入った時、また第三者委員会が立ち上がり、会議が行われた後に、内容等を速やかに正副議長に報告いただければと思います。

また、報告を受けて、正副議長の判断において、全員協議会での説明が必要と判断した時には全員協議会を開催していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、質疑を終結したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

本日の協議事項は、これにて終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午前11時40分 閉会

議 長 吉 田 武 司

副 議 長 待 鳥 美 光